

第211期 決算公告

2022年6月27日

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社 第四北越銀行
取締役頭取 殖栗道郎

貸借対照表(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
現金預け金	2,758,710	預金	8,229,330
現金	65,185	当座預金	466,093
預け金	2,693,525	普通預金	5,313,040
買入金銭債権	14,115	貯蓄預金	59,101
商品有価証券	2,956	通知預金	23,327
商品国債	46	定期預金	2,202,294
商品地方債	2,910	その他の預金	165,473
有価証券	2,493,036	譲渡性預金	249,241
国債	553,658	売現先勘定	37,006
地方債	724,799	債券貸借取引受入担保金	298,397
社債	269,956	借入金	1,346,000
株式	132,310	借入金	1,346,000
その他の証券	812,310	外国為替	209
貸出金	5,130,559	売渡外国為替	130
割引手形	10,149	未払外国為替	79
手形貸付	63,887	信託勘定借	2,886
証書貸付	4,544,747	その他負債	29,978
当座貸越	511,774	未決済為替借	4
外国為替	16,304	未払法人税等	3,122
外国他店預け	15,176	未払費用	2,383
買入外国為替	1,127	前受収益	1,638
その他資産	102,503	金融派生商品	15,779
前払費用	110	金融商品等受入担保金	385
未収収益	5,662	リース債務	46
金融派生商品	9,978	その他の負債	6,618
金融商品等差入担保金	10,004	賞与引当金	2,020
その他の資産	76,747	役員賞与引当金	85
有形固定資産	65,790	株式報酬引当金	380
建物	14,966	睡眠預金払戻損失引当金	1,454
土地	40,574	偶発損失引当金	1,615
リース資産	46	再評価に係る繰延税金負債	7,627
建設仮勘定	3,249	支払承諾	18,966
その他の有形固定資産	6,952	負債の部合計	10,225,200
無形固定資産	13,684	(純資産の部)	
ソフトウェア	12,486	資本金	32,776
その他の無形固定資産	1,198	資本剰余金	60,138
前払年金費用	7,853	資本準備金	18,635
繰延税金資産	11,408	その他資本剰余金	41,502
支払承諾見返	18,966	利益剰余金	271,683
貸倒引当金	△ 23,119	利益準備金	25,510
		その他利益剰余金	246,172
		固定資産圧縮積立金	640
		別途積立金	159,334
		繰越利益剰余金	86,198
		株主資本合計	364,598
		その他有価証券評価差額金	12,396
		繰延ヘッジ損益	464
		土地再評価差額金	10,110
		評価・換算差額等合計	22,971
		純資産の部合計	387,569
資産の部合計	10,612,770	負債及び純資産の部合計	10,612,770

損益計算書

2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	107,585
資金運用収益	63,864
貸出金利息	45,406
有価証券利息配当金	17,398
コールローン利息	△ 69
債券貸借取引受入利息	1
預け金利息	760
金利スワップ受入利息	12
その他の受入利息	354
信託報酬	53
役務取引等収益	22,841
受入為替手数料	6,348
その他の役務収益	16,493
その他業務収益	10,695
外国為替売買益	6,095
国債等債券売却益	2,986
国債等債券償還益	0
金融派生商品収益	1,612
その他経常収益	10,130
償却債権取立益	492
株式等売却益	8,525
その他の経常収益	1,112
経常費用	89,317
資金調達費用	2,252
預金利息	458
譲渡性預金利息	10
コールマネー利息	0
売現先利息	112
債券貸借取引支払利息	174
借用金利息	0
金利スワップ支払利息	1,485
その他の支払利息	10
役務取引等費用	8,553
支払為替手数料	655
その他の役務費用	7,898
その他業務費用	5,902
商品有価証券売買損	21
国債等債券売却損	2,198
国債等債券償還損	3,372
国債等債券償却	310
営業経費	59,988
その他経常費用	12,620
貸倒引当金繰入額	3,482
貸出金償却	1,725
株式等売却損	4,344
株式等償却	422
その他の経常費用	2,644
経常利益	18,267
特別利益	237
固定資産処分益	0
その他の特別利益	237
特別損失	460
固定資産処分損	117
減損損失	62
株式報酬引当金繰入額	280
税引前当期純利益	18,044
法人税、住民税及び事業税	6,219
法人税等調整額	△ 317
法人税等合計	5,901
当期純利益	12,143

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年～9年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間(3算定期間)における平均値に基づく損失率で算定しておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加えて算定しております。また損失率以上の損失が見込まれる債務者については回収可能見込額を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債務者(正常先1区分、要注意先3区分(※))の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、過去1年間又は過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間(3算定期間)における平均値に基づく損失率で算定しておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

※要注意先3区分は、経営改善計画の有無や貸出条件緩和債権の有無等により区分しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,738百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、貸借対照表の「前払年金費用」に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10~12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

上記ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理並びに金利スワップの特例処理によっている

ヘッジ手段…通貨スワップ並びに金利スワップ

ヘッジ対象…有価証券並びに貸出金

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの並びに相場変動を相殺するもの

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が121百万円減少、その他の資産が32百万円増加、その他の負債が207百万円増加、繰延税金資産が53百万円増加、1株当たり純資産が3円59銭減少しております。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、地震デリバティブについては、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として取得価額をもって貸借対照表価額としておりましたが、当事業年度末よりコスト・アプローチを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

当行の貸借対照表における貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 23,119 百万円

貸倒引当金は法人顧客に対するものが大宗を占めております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算出方法

貸倒引当金の見積り計上は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施して「債務者区分」(正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を判定し、決定された債務者区分に応じた「償却・引当」を、償却・引当基準に基づいて行っております。これらの見積りには判断や仮定が含まれており、その主な内容は下記の通りです。また、「償却・引当」の仮定を含む算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」に記載しております。

なお、貸倒引当金の見積り計上額を評価する目的で、貸倒引当金の見積りに用いている仮定が合理的であるか否か、貸倒引当金残高が将来発生する可能性のある損失をカバーするための十分な残高を有しているか否かを判断するために、様々な要素を考慮して検証を実施しております。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。この主要な仮定は、当行が前事業年度末において判断したものと同一であり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合に、当行の業績に重要な影響を及ぼすものであることから、引き続き主要な仮定と判断したものであります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

貸出先に対して、決算の開示や信用力に影響を及ぼす事象発生の都度、財務内容、資金繰り、収益力に基づく返済能力、貸出条件及びその履行状況、業種等の特性、事業の継続と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務

償還能力などを評価し、これらを総合して「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定に当たっては、貸出先の定量的な情報に加え、定性的情報を勘案した判断を行っております。定性的情報には貸出先の技術力、成長性、将来の業績見通しの仮定も含まれます。さらに、貸出先が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画または合理的で実現性の高い経営改善計画を策定している場合、当該計画に基づく将来の業績見通しも勘案して「債務者区分」の判定を行っております。

「償却・引当」においては、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおり「必要な修正」を行っておりますが、いずれも将来の貸倒損失に備えるための対応であり、経済環境の見通しや債権の回収可能性などの仮定が含まれます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済、企業活動に長期に渡って広範な影響を与えている事象であり、その影響は引き続き今後一定期間継続するものと想定しております。

当事業年度は新型コロナウイルス感染症の影響が、取引先の業績に通年で反映されたこともあり、業績や資金繰りの悪化等の影響を受けた取引先数は前年比で増加し、一部では貸倒等の損失が発生しておりますが、取引先の経営改善・事業再生支援活動に引き続き当行の総力を挙げて取り組むほか、各種経済対策などによる信用悪化の抑制効果も見込まれることから、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いております。また足元の業績悪化の状況を可能な限り速やかに債務者区分判定に勘案する態勢としていることから、当事業年度末において貸倒引当金の見積方法の変更等は実施しておりません。上記に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前事業年度末において当行が置いた仮定を継続するものであり、前事業年度から重要な変更は行っておりません。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の影響を含む経済環境の大幅な変化など、当初見積りに用いた仮定が変化した場合には、「債務者区分」や担保の処分可能見込額等が変動する可能性があり、翌事業年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(親会社株式を除く) 3,472 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,456 百万円
危険債権額	107,107 百万円
三月以上延滞債権額	1,321 百万円
貸出条件緩和債権額	2,638 百万円
合計額	116,523 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020 年 1 月 24 日 内閣府令第 3 号)が 2022 年 3 月 31 日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け

入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,277 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,130,822 百万円
貸出金	910,659 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	85,305 百万円
売現先勘定	37,006 百万円
債券貸借取引受入担保金	298,397 百万円
借入金	1,346,000 百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券 22 百万円及び有価証券 2,019 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金 50,000 百万円及び保証金 1,286 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,758,236 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,652,394 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法(1991 年法律第 69 号)第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,641 百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 84,392 百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 9,365 百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 130,712 百万円であります。
- 関係会社に対する金銭債権総額 5,402 百万円
- 関係会社に対する金銭債務総額 27,692 百万円
- 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.52%
- 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 2,886 百万円であります。

(損益計算書関係)

1. その他の特別利益の内訳は次のとおりであります。

その他の特別利益には、親会社に対するストック・オプションの未払金消滅益 237 百万円を計上しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	813 百万円
役員取引等に係る収益総額	272 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	116 百万円
その他の取引に係る収益総額	237 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役員取引等に係る費用総額	1,314 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,584 百万円

3. 関連当事者との間の取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	第四信用保証㈱	所有直接 100.00	貸出金の被保証(注1)	当行の住宅ローン債権等に対する被保証(注2)	915,971 (注3)	—	—
子会社	北越信用保証㈱	所有直接 100.00	貸出金の被保証(注1)	当行の住宅ローン債権等に対する被保証(注2)	329,048 (注3)	—	—

(注) 1. 当行は、第四信用保証㈱及び北越信用保証㈱より、住宅ローン債権等に対する保証を受けております。

2. 保証条件は、保証対象となっている住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

3. 取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品国債」、「商品地方債」、並びに「その他資産」中の一部が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△14

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	社債	808	808	0
	小計	808	808	0
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	社債	800	788	△11
	小計	800	788	△11
合計		1,608	1,597	△10

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2022年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものは該当ありません。

なお、市場価格がない子会社・子法人等株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,058

4. その他有価証券(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	102,877	57,706	45,171
	債券	564,447	559,969	4,478
	国債	244,919	241,859	3,059
	地方債	182,417	181,736	681
	社債	137,110	136,372	737
	その他	266,372	256,210	10,161
	うち外国証券	107,099	104,270	2,828
	小計	933,697	873,885	59,811
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	21,256	24,040	△2,783
	債券	982,359	997,600	△15,240
	国債	308,739	319,749	△11,010
	地方債	542,382	545,589	△3,206
	社債	131,237	132,261	△1,023
	その他	542,105	566,413	△24,307
	うち外国証券	300,917	315,741	△14,823
	小計	1,545,722	1,588,053	△42,331
合計		2,479,419	2,461,939	17,479

(注)上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	5,117
組合出資金	4,035

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	150	150	—

(売却の理由) 買入消却によるものです。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	21,831	4,452	968
債券	231,950	612	614
国債	224,791	569	614
地方債	3,537	37	—
社債	3,621	5	—
その他	343,034	6,447	4,960
うち外国証券	135,739	1,549	959
合計	596,815	11,511	6,543

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、671百万円(うち株式 361百万円、債券 310百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、

時価が取得原価に比べて 30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式及び証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,953 百万円
退職給付引当金	4,305 百万円
減価償却費	2,126 百万円
有価証券償却	1,909 百万円
減損損失	1,702 百万円
その他	3,141 百万円
繰延税金資産小計	22,138 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,393 百万円
評価性引当額小計	△3,393 百万円
繰延税金資産合計	18,745 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,083 百万円
退職給付信託設定益	△1,761 百万円
その他	△491 百万円
繰延税金負債合計	△7,336 百万円
繰延税金資産の純額	11,408 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 11,419 円 2 銭

1株当たりの当期純利益金額 357 円 78 銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

信託財産残高表
(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	2,886	金銭信託	2,886
合計	2,886	合計	2,886

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付)元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	2,886	元本	2,886
合計	2,886	合計	2,886

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,758,775	預金	8,218,782
買入金銭債権	14,115	譲渡性預金	233,401
商品有価証券	2,956	売現先勘定	37,006
有価証券	2,493,597	債券貸借取引受入担保金	298,397
貸出金	5,126,709	借入金	1,346,000
外国為替	16,304	外国為替	209
その他資産	124,345	信託勘定借	2,886
有形固定資産	66,619	その他負債	53,215
建物	15,075	賞与引当金	2,078
土地	41,264	役員賞与引当金	85
リース資産	59	株式報酬引当金	380
建設仮勘定	3,249	退職給付に係る負債	244
その他の有形固定資産	6,970	役員退職慰労引当金	18
無形固定資産	13,834	睡眠預金払戻損失引当金	1,454
ソフトウェア	12,584	偶発損失引当金	1,615
リース資産	45	繰延税金負債	690
その他の無形固定資産	1,204	再評価に係る繰延税金負債	7,627
退職給付に係る資産	14,352	支払承諾	18,966
繰延税金資産	10,192	負債の部合計	10,223,062
支払承諾見返	18,966	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 26,879	資本金	32,776
		資本剰余金	68,224
		利益剰余金	273,540
		株主資本合計	374,542
		その他有価証券評価差額金	12,997
		繰延ヘッジ損益	464
		土地再評価差額金	10,110
		退職給付に係る調整累計額	4,516
		その他の包括利益累計額合計	28,088
		非支配株主持分	8,198
		純資産の部合計	410,829
資産の部合計	10,633,891	負債及び純資産の部合計	10,633,891

連結損益計算書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	123,521
資 金 運 用 収 益	63,389
貸 出 金 利 息	45,557
有 価 証 券 利 息 配 当 金	16,771
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	△ 69
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	1
預 け 金 利 息	762
そ の 他 の 受 入 利 息	366
信 託 報 酬	53
役 務 取 引 等 収 益	26,701
そ の 他 業 務 収 益	23,120
そ の 他 経 常 収 益	10,256
償 却 債 権 取 立 益	501
そ の 他 の 経 常 収 益	9,755
経 常 費 用	102,524
資 金 調 達 費 用	2,269
預 金 利 息	458
譲 渡 性 預 金 利 息	10
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0
売 現 先 利 息	112
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	174
借 用 金 利 息	17
そ の 他 の 支 払 利 息	1,495
役 務 取 引 等 費 用	7,707
そ の 他 業 務 費 用	17,406
営 業 経 費	62,394
そ の 他 経 常 費 用	12,746
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,564
そ の 他 の 経 常 費 用	9,182
経 常 利 益	20,997
特 別 利 益	237
固 定 資 産 処 分 益	0
そ の 他 の 特 別 利 益	237
特 別 損 失	462
固 定 資 産 処 分 損	119
減 損 損 失	62
株 式 報 酬 引 当 金 繰 入 額	280
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	20,772
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,256
法 人 税 等 調 整 額	△ 282
法 人 税 等 合 計	6,973
当 期 純 利 益	13,798
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	545
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	13,252

連結注記表

連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社
第四コンピューターサービス株式会社、第四信用保証株式会社
第四ジェーシービーカード株式会社、第四ディーシーカード株式会社
北越リース株式会社、北越カード株式会社、北越信用保証株式会社

(連結範囲の変更)

2021年10月1日付で、当行が保有する第四北越リース株式会社(2021年10月1日付で第四リース株式会社より商号変更)、第四北越キャピタルパートナーズ株式会社(2021年10月1日付でだいし経営コンサルティング株式会社より商号変更)および第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社(2021年10月1日付で株式会社ホクギン経済研究所より商号変更)の全株式を、当行の完全親会社である株式会社第四北越フィナンシャルグループに現物配当として交付いたしました。これにより3社は当行の子法人等に該当しなくなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社
だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合
だいし創業支援ファンド投資事業有限責任組合
ほくえつ六次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合
第1号第四北越地域創生投資事業有限責任組合

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。
(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

だいし食・農成長応援ファンド投資事業有限責任組合
だいし創業支援ファンド投資事業有限責任組合
ほくえつ六次産業化応援ファンド投資事業有限責任組合
第1号第四北越地域創生投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても、連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	2年～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年～9年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（3算定期間）における平均値に基づく損失率で算定しておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加えて算定しております。また損失率以上の損失が見込まれる債務者については回収可能見込額を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債務者（正常先1区分、要注意先3区分（※））の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、過去1年間又は過去3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（3算定期間）における平均値に基づく損失率で算定しておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

※要注意先3区分は、経営改善計画の有無や貸出条件緩和債権の有無等により区分しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,738百万円であります。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。

上記ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理並びに金利スワップの特例処理によっている

ヘッジ手段…通貨スワップ並びに金利スワップ

ヘッジ対象…有価証券並びに貸出金

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの並びに相場変動を相殺するもの

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる連結財務諸表への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が121百万円減少、その他資産が32百万円増加、その他負債が207百万円増加、繰延税金資産が53百万円増加、1株当たり純資産が3円58銭減少しております。

また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、地震デリバティブについては、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として取得価額をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、当連結会計年度末よりコスト・アプローチを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。

未適用の会計基準

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、当連結財務諸表の作成時点において評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

当行の連結貸借対照表における貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

1. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金 26,879百万円

貸倒引当金は法人顧客に対するものが大宗を占めております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の見積り計上は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施して「債務者区分」(正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を判定し、決定された債務者区分に応じた「償却・引当」を、償却・引当基準に基づいて行っております。これらの見積りには判断や仮定が含まれており、その主な内容は下記の通りです。また、「償却・引当」の仮定を含む算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお当行では、貸倒引当金の見積り計上額を評価する目的で、貸倒引当金の見積りに用いている仮定が合理的であるか否か、貸倒引当金残高が将来発生する可能性のある損失をカバーするための十分な残高を有しているか否かを判断す

るために、様々な要素を考慮して検証を実施しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。この主要な仮定は、当行が前連結会計年度末において判断したものと同一であり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合に、当行の業績に重要な影響を及ぼすものであることから、引き続き主要な仮定と判断したものであります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

貸出先に対して、決算の開示や信用力に影響を及ぼす事象発生の都度、財務内容、資金繰り、収益力に基づく返済能力、貸出条件及びその履行状況、業種等の特性、事業の継続と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力などを評価し、これらを総合して「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定に当たっては、貸出先の定量的な情報に加え、定性的情報を勘案した判断を行っております。定性的情報には貸出先の技術力、成長性、将来の業績見通しの仮定も含まれます。さらに、貸出先が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画または合理的で実現性の高い経営改善計画を策定している場合、当該計画に基づく将来の業績見通しも勘案して「債務者区分」の判定を行っております。

「償却・引当」においては、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり「必要な修正」を行っておりますが、いずれも将来の貸倒損失に備えるための対応であり、経済環境の見通しや債権の回収可能性などの仮定が含まれます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済、企業活動に長期に渡って広範な影響を与えている事象であり、その影響は引き続き今後一定期間継続するものと想定しております。

当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症の影響が、取引先の業績に通年で反映されたこともあり、業績や資金繰りの悪化等の影響を受けた取引先数は前年比で増加し、一部では貸倒等の損失が発生しておりますが、取引先の経営改善・事業再生支援活動に引き続き当行グループの総力を挙げて取り組むほか、各種経済対策などによる信用悪化の抑制効果も見込まれることから、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いております。また足元の業績悪化の状況を可能な限り速やかに債務者区分判定に勘案する態勢としていることから、当連結会計年度末において貸倒引当金の見積方法の変更等は実施しておりません。上記に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前連結会計年度末において当行が置いた仮定を継続するものであり、前連結会計年度から重要な変更は行っておりません。

(3) 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の影響を含む経済環境の大幅な変化など、当初見積りに用いた仮定が変化した場合には、「債務者区分」や担保の処分可能見込額等が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 414 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,431 百万円
危険債権額	107,111 百万円
三月以上延滞債権額	1,321 百万円
貸出条件緩和債権額	2,638 百万円
合計額	117,502 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の

返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,277百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,130,822百万円
貸出金	910,659百万円

担保資産に対応する債務

預金	85,305百万円
売現先勘定	37,006百万円
債券貸借取引受入担保金	298,397百万円
借入金	1,346,000百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券22百万円及び有価証券2,019百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金10,004百万円、中央清算機関差入証拠金50,000百万円及び保証金1,293百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,814,286百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,708,444百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,641百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 84,758百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,365百万円(当連結会計年度圧縮記帳額一百万円)
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は130,712百万円であります。
10. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.77%
11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託2,886百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 8,671 百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,746 百万円、株式等売却損 4,344 百万円、及び株式等償却 422 百万円を含んでおります。
3. その他の特別利益の内訳は次のとおりであります。
その他の特別利益には、親会社に対するストック・オプションの未払金消滅益 237 百万円を計上しております。
4. 当連結会計年度における包括利益 Δ 13,775 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業を営む当行を中心に金融サービスに係る事業を行っております。主として預金・譲渡性預金により調達した資金を貸出金・有価証券により運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、グループ全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人向け貸出金であり、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は債券であり、売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び国内外の金利、有価証券等の価格、外国為替相場等の市場要因が変動することによって、当行グループの保有する資産価値が減少して損失を被る市場リスクに晒されております。

当行グループの金融負債のうち、預金等及び市場性の資金調達については、流動性リスクに晒されており、当行グループの信用力が低下することにより、預金の流出や必要な資金が調達できなくなる可能性に加え、不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

当行が行っているデリバティブ取引には、取引先の金利や為替に係るリスクヘッジのニーズに対応するため、金利スワップ取引並びに為替予約・通貨オプション等があります。この他、ALMの一環でバンキング業務における金利リスクのコントロール並びに銀行業務の資金過不足の調整と資金流動性の安定的確保を目的として金利スワップ取引・通貨スワップ取引等を行っております。また、当行では、収益力・経営体力に応じた範囲内でのトレーディング収益の追求を目的として債券先物取引等を行っております。

これらのデリバティブ取引から発生するリスクには、取引相手方が契約不履行に陥った場合に発生する信用リスク、金利や為替の変動によって損失が発生する市場リスクなどがあります。リスクヘッジ目的のデリバティブ取引については「ヘッジ会計」を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ取引管理に関する運用基準に定められた許容リスク量の範囲内にヘッジ手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象のリスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、信用リスク管理に関する諸規程に基づき、信用リスクを適切に運営・管理しております。

体制面では、信用リスクの管理部署であるリスク統括部が、信用リスク管理に関する諸規程の整備や分析・評価・改善活動の企画・運営を行っております。

また、営業推進部門から完全に分離した審査部門が、厳正な融資審査を実施し問題債権を適切に管理しているほか、全行を挙げた取り組みである取引先に対する経営改善支援活動などによっても、資産の健全化を図っております。貸出金等の信用格付・自己査定については、営業店と本部部門による二段階の査定体制により、厳正に実施しております。更に監査部門による監査では、信用格付・自己査定の適切性・妥当性を検証しております。

与信ポートフォリオについても、特定の地域、業種、企業、グループ等への与信集中の管理を適切に行っております。また、信用リスクの定量化（注）を行い、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定等を行っております。

（注）信用リスクの定量化とは、与信ポートフォリオが内包する信用リスク量を、統計的手法を用いて数値化・推計することです。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスクを適正規模に調整し、安定的な収益を確保するため、ALM運営方針を定め、その方針に従って有価証券運用におけるリスク限度額や損失限度額などを決定しております。

また、ALM・リスク管理委員会において、リスク管理に係る重要事項を審議するほか、有価証券運用において

重要な事態が発生した場合には速やかに経営に報告する態勢としております。

当行は、原則全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主としてバリュー・アット・リスク（VaR）を用いて、算定・管理しております。なお、その金額等から影響が軽微な一部の金融商品につきましては定量的分析を実施しておりません。

定量的分析の手法においては、主にヒストリカル法（保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 日）による VaR を採用しております（一部の投資信託については分散共分散法を採用）。当連結会計年度末の市場リスク量（非上場株式など市場価格のない金融商品の市場リスクは除く）は、47,359 百万円です。なお、預貸金の金利リスクについては、流動性預金のうち、長期間銀行に滞留する預金をコア預金として、内部モデルにより最長 10 年の満期に振り分け、金利リスクを認識しております。

また、算出された VaR と理論損益（リスク量計量時点のポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益）を比較するバックテストを実施し、計測モデルが十分な精度で市場リスクを補足していることを確認しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量を示しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このため、別途ストレステスト等により補完する態勢としております。

③流動性リスクの管理

当行は「流動性リスク管理規程」を制定し、資金繰りに関する管理部署が資金繰り状況を把握・分析し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。

また、不測の事態に備え資金繰り逼迫度に応じて、各々の局面において迅速な対応が行えるよう、対応策や報告連絡態勢を定めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)有価証券			
満期保有目的の債券	1,608	1,597	△10
其他有価証券	2,483,010	2,483,010	—
(2)貸出金(※2)(※3)	5,126,709		
貸倒引当金(※1)	△25,377		
	5,101,332	5,147,240	45,908
資産計	7,585,950	7,631,848	45,898
(1)預金	8,218,782	8,218,844	61
(2)譲渡性預金	233,401	233,401	0
(3)借入金	1,346,000	1,346,000	—
負債計	9,798,184	9,798,245	61
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(398)	(398)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(※3)	(5,406)	(5,406)	—
デリバティブ取引計	(5,804)	(5,804)	—

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2)其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

なお、デリバティブに対応する偶発損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

(※3) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	5,146
組合出資金等(※3)	4,035

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について61百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、組合出資金等には、「その他資産」中の一部が含まれております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,693,589	—	—	—	—	—
有価証券	165,671	321,421	455,226	437,929	426,515	422,744
満期保有目的の債券	8	—	—	800	800	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	165,663	321,421	455,226	437,129	425,715	422,744
貸出金(※)	559,122	973,486	751,714	564,770	486,256	1,182,711
合 計	3,418,383	1,294,908	1,206,940	1,002,699	912,771	1,605,456

(※)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない111,572百万円、期間の定めのないもの496,308百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	7,694,589	465,064	51,072	2,117	5,938	—
譲渡性預金	233,401	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	298,397	—	—	—	—	—
借入金	960,000	211,000	175,000	—	—	—
合 計	9,186,388	676,064	226,072	2,117	5,938	—

(※)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	112,150	15,574	—	127,725
国債	553,658	—	—	553,658
地方債	—	724,799	—	724,799
社債	—	129,307	139,041	268,348
外国証券	352,208	50,103	5,705	408,016
その他	—	17	—	17
デリバティブ取引				
金利関連	—	6,775	—	6,775
通貨関連	—	3,099	—	3,099
その他	—	—	103	103
資産計	1,018,017	929,677	144,849	2,092,544
デリバティブ取引				
金利関連	—	4,271	—	4,271
通貨関連	—	11,404	—	11,404
その他	—	—	103	103
負債計	—	15,675	103	15,779

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は400,444百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	1,589	8	1,597
貸出金	—	—	5,147,240	5,147,240
資産計	—	1,589	5,147,248	5,148,838
預金	—	8,218,844	—	8,218,844
譲渡性預金	—	233,401	—	233,401
借入金	—	1,346,000	—	1,346,000
負債計	—	9,798,245	—	9,798,245

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

自行保証付私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に区分しております。固定金利によるものは私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金

の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた金額に保証料の未経過相当分（未経過保証料）を加味して時価を算定しており、信用スプレッド及び未経過保証料が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

証券化商品（一部債券を含む）は、外部業者（ブローカー等）より入手した価格を、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ時価としており、レベル3に分類しております。

貸出金

貸出金については、固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率又は同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類することとしており、主に取引所取引である債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引（金利スワップ、金利オプション等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）等が含まれております。重要な観察できないインプットを用いている場合や資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額に基づき時価を算定している場合は

レベル3の時価に分類しており、地震デリバティブ取引が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.0%–5.0%	0.6%
		未経過保証料	0.0%–2.0%	0.2%

※地震デリバティブについては、資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額に基づき時価を算定しており、インプットが存在しないことから、定量的情報は記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(※1)
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上(※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	148,974	△206	173	△9,901	—	—	139,041	—
外国証券	5,865	△6	△17	△136	—	—	5,705	—
デリバティブ取引								
その他								
売建	△97	222	—	△228	—	—	△103	125
買建	97	△222	—	228	—	—	103	△125

(※1) 連結損益計算書の「資金運用収益」、「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行はミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信用スプレッド

信用スプレッドは、格付別予想デフォルト率や格付別期間スプレッド及び未保全率を基に算出しております。

一般に、信用スプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

未経過保証料

保証料は、信用格付により算出しております。時価を構成する未経過保証料とは保証料の未経過部分であります。

一般に、未経過保証料は時間の経過とともに減少し、時価の低下を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△14

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	808	808	0
	小計	808	808	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	800	788	△11
	小計	800	788	△11
合計		1,608	1,597	△10

3. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	106,311	59,258	47,053
	債券	564,447	559,969	4,478
	国債	244,919	241,859	3,059
	地方債	182,417	181,736	681
	社債	137,110	136,372	737
	その他	266,372	256,210	10,161
	うち外国証券	107,099	104,270	2,828
	小計	937,131	875,438	61,693
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21,413	24,200	△2,786
	債券	982,359	997,600	△15,240
	国債	308,739	319,749	△11,010
	地方債	542,382	545,589	△3,206
	社債	131,237	132,261	△1,023
	その他	542,105	566,413	△24,307
	うち外国証券	300,917	315,741	△14,823
	小計	1,545,878	1,588,213	△42,334
合計		2,483,010	2,463,651	19,358

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	150	150	—

(売却の理由) 買入消却によるものです。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	22,094	4,598	968
債券	231,950	612	614
国債	224,791	569	614
地方債	3,537	37	—
社債	3,621	5	—
その他	343,034	6,447	4,960
うち外国証券	135,739	1,549	959
合計	597,078	11,657	6,543

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、671 百万円（うち株式 361 百万円、債券 310 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式及び証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当ありません。

（賃貸等不動産関係）

記載すべき重要なものはありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 11,862円77銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 390円45銭

（企業結合等関係）

＜共通支配下の取引等＞

当行は、2021年10月1日に当行の連結子会社である第四リース株式会社（以下、「第四リース」といいます。）、株式会社ホクギン経済研究所（以下、「ホクギン経済研究所」といいます。）の全株式を、当行の完全親会社である株式会社第四北越フィナンシャルグループ（以下、「第四北越フィナンシャルグループ」といいます。）に現物配当として交付いたしました。また同日付で当行及び第四リースは、当行の連結子会社であるだいし経営コンサルティング株式会社（以下、「だいし経営コンサルティング」といいます。）の全株式を、第四北越フィナンシャルグループに現物配当として交付いたしました。これにより第四リース、ホクギン経済研究所及びだいし経営コンサルティングは第四北越フィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しないこととなりました。

なお、第四リース、ホクギン経済研究所及びだいし経営コンサルティングは、2021年10月1日付で「第四北越リース株式会社」、「第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社」、「第四北越キャピタルパートナーズ株式会社」にそれぞれ商号を変更しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

信託財産残高表
(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	2,886	金銭信託	2,886
合計	2,886	合計	2,886

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産の取扱いはありません。

(付) 元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

金銭信託

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	2,886	元本	2,886
合計	2,886	合計	2,886

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。